

証券コード 5138
2024年6月10日
(電子提供措置の開始日 2024年6月3日)

株 主 各 位

東京都渋谷区神宮前四丁目26番18号

株式会社 Rebase

代表取締役CEO 佐藤 海

第10期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第10期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.rebase.co.jp/ir/>

また、上記のほか、インターネット上の東京証券取引所の下記ウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスいただき、「銘柄（会社名）」に「Rebase」または「コード」に当社証券コード「5138」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年6月24日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月25日（火曜日）午後1時30分（受付開始 午後1時）
2. 場 所 東京都渋谷区神宮前一丁目5番3号 東郷記念館 玉響
3. 目的事項
報告事項 第10期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
議 案 取締役5名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	(再任) さとう かい 佐藤 海 (1989年11月27日生)	2013年6月 De Anza College修了 2014年2月 株式会社elpido設立 代表取締役就任(現任) 2014年4月 当社設立 取締役就任 2016年4月 当社代表取締役 2021年4月 当社代表取締役 社長室長 2024年4月 当社代表取締役 兼 プロダクトマネジメント ディレクター 兼 デザイン ディレクター 兼 ピープル&カルチャー ディレクター(現任)	815,500株
2	(再任) たかばたけ ゆうじ 高 島 裕 二 (1986年6月13日生)	2009年4月 株式会社ミログ設立 取締役CTO就任 2011年10月 UGM Partners株式会社設立 取締役CTO就任 2011年10月 株式会社ビットセラー入社 2014年4月 当社設立 取締役就任 2020年10月 当社取締役システムグループ グループマネージャー 2021年2月 株式会社El Monte Garage設立 代表取締役就任 (現任) 2021年4月 当社取締役CTO室長 2024年4月 当社取締役 兼 エンジニアリング ディレクター(現任)	359,500株
3	(再任) いしだ きしん 石 田 貴 心 あれきさんだー アレキサンダー (1988年6月15日生)	2012年9月 Ernst & Young入社 2013年8月 FlyData Inc.入社 2016年1月 Uber Japan株式会社入社 2017年5月 当社取締役就任 2020年10月 当社取締役ビジネスグループ グループマネージャー 兼 マーケティングチームリーダー 2022年4月 当社取締役ビジネスグループ グループマネージャー 2024年4月 当社取締役 兼 グロース ディレクター(現任)	200株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	(再任) おおつじ たくま 大 辻 琢 磨 (1981年4月23日生)	2005年4月 ヤフー株式会社(現 LINEヤフー株式会社)入社 2016年7月 サイジニア株式会社入社 2017年7月 当社入社 2020年10月 当社コーポレートグループ グループマネージャー 2021年7月 当社取締役コーポレートグループマネージャー 2024年4月 当社取締役 兼 コーポレート ディレクター 兼 ビジネス ディレクター(現任)	1,100株
5	(再任) ひらごうち ひさたか 平垣内 久 隆 (1962年5月2日生)	1985年4月 運輸省入省 2000年8月 鹿児島県警察本部 警務部長 2005年7月 日本政府観光局 米州統括事務所長 2013年7月 国土交通省大臣官房 会計課長 2014年7月 国土交通省航空局 航空ネットワーク部長 2016年6月 国土交通省航空局 次長 2017年7月 内閣官房東京オリパラ推進事務局 企画・推進統括 官 2018年7月 国土交通省 危機管理・運輸安全政策審議官 2019年7月 内閣府 総合海洋政策推進事務局長 2020年11月 三井住友海上火災保険株式会社 顧問就任 2021年9月 株式会社富士急ハイランド 顧客安全マネジメント 調査委員会 委員 2021年10月 公益財団法人日本海事センター 理事長 (現任) 2022年6月 当社取締役就任 (現任)	200株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 取締役候補者平垣内久隆氏は、社外取締役候補者であります。
3. 取締役候補者平垣内久隆氏は、国土交通省、内閣府、鹿児島県警などにおける行政と危機管理の経験、空港コンセッションや政府観光局における財務やマーケティングなど幅広い国内外の経験に加え、公益法人、損保会社など広範な知見や経験を有しております。当社取締役会においても経営に関する積極的な発言を行っており、今後も当該知見を活かして当社経営に適切な助言をいただけることを期待し、社外取締役候補者といたしました。
4. 当社は、平垣内久隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
5. 平垣内久隆氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は同氏との間で会社法第427条及び当社定款の規定に基づき、当社に対する損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任をご承認いただいた場合、当社は同氏との間の上記契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と

の間で締結し、被保険者が負担することになる、被保険者が当社の役員としての業務につき行った行為に起因してなされた損害賠償請求により被る損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度（2023年4月1日～2024年3月31日）におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の五類感染症移行により、行動制限が緩和されたことで経済社会活動の正常化が進み、景気は緩やかな回復傾向が続きました。

一方で、長期化するロシアによるウクライナ侵攻や中東情勢の緊迫化といった地政学的緊張、原材料価格の高騰、円安の進行など、依然として、今後の動向や影響についての予測が困難な状況が続いており、海外景気の下振れがわが国の景気を下押しするリスクとなっております。

このような環境の中、当社のマッチングプラットフォーム事業である「インスタベース」に関連するシェアリングエコノミー市場におけるスペースシェア領域の市場規模は、2021年度3,564億円から2022年度3,797億円へ成長し、今後も中長期的に、継続的な成長が見込める予測となっております。(※)

当事業年度においては、テレワークやリモートワークのみならず、行動制限の緩和に伴い、大人数利用の各種イベント、個人によるパーティーの需要増に加えて、法人によるセミナー開催等、多様且つ多岐にわたり、空きスペースを利活用する需要が見られました。

このような状況下において、「インスタベース」では、WEBマーケティングの有効活用をはじめ、IoTサービスとの連携や、大手企業及び地方自治体とのアライアンスに継続的に取り組むとともに、カラオケ、メタバース、サウナといった、スペースカテゴリーの拡充により、スペース利用による体験価値向上を図ることで、2023年11月に掲載数が30,000件を突破し、その後も継続的に拡大しております。

また、2023年11月には新サービスとなるコミュニティイベントサービス「TOIRO」をリリースいたしました。「TOIRO」を通じて、「インスタベース」において獲得してきた「場とコト」の需要に加えて「人とコト」の需要を喚起することで、場所を使う目的の上流から需要を創出していくことを目指しております。

以上の結果、当事業年度における売上高は1,490,080千円（前期比28.4%増）、営業利益は335,109千円（前期比31.2%増）、経常利益は336,468千円（前期比35.4%増）、当期純利益は228,784千円（前期比44.4%増）となりました。

※一般社団法人シェアリングエコノミー協会及び株式会社情報通信総合研究所の共同調査：2022年1月「シェアリングエコノミー関連調査2021年度調査結果」、2023年1月「シェアリングエコノミー関連調査2022年度調査結果」

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は、47,733千円であります。その主なものは、システム開発に伴うソフトウェア取得等による23,057千円であります。なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

(3) 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約及び取引銀行1行とコミットメントライン契約を締結しております。なお、当事業年度末における借入実行残高はありません。

(4) 対処すべき課題

① 優秀な人材の発掘及び育成

今後の持続的な事業成長を目指す上で、開発部門・営業部門・管理部門それぞれの職種における優秀な人材を十分に確保し、その人材を育成するとともに、効果的かつ効率的な人員配置と体制整備をしていくことが重要であると捉えております。特に顧客・利用者の顕在化したニーズに合わせながらも、潜在的なニーズに対して先行してサービスを提供していけるよう企画・開発していくことが重要と考えており、顧客ニーズを適切に把握できる人員の強化・育成が必要であります。当社のビジョン・ミッション・バリューや事業内容に共感し、意欲の高い優秀な人材を採用していくために採用活動を積極的に進めるとともに、一人ひとりの強みを活かしてモチベーション高く働ける環境や仕組みの構築に取り組んでまいります。

② 技術力及び開発力の強化

当社の提供するサービスはインターネット関連事業を主たる事業としているため、顧客ニーズに即して迅速なサービス・機能提供や改善、大量のトラフィックにも耐えられるシステム設計、環境変化に対応した新規サービス開発などを必要としており、そのためにも技術力及び開発力の強化が重要と考えております。また、急速な技術革新も進んでおり、常に新しい技術・ノウハウを収集し活用していけるように、技術力及び開発力の強化を目的とした教育・研修の充実を図るとともに、優秀なエンジニアの採用も積極的におこない、また開発に必要な環境への投資も含め、迅速かつ適切なサービス開発が行える体制や仕組みの構築に取り組んでまいります。

③ 情報セキュリティの強化

当社の提供するサービスにおいて多くの個人情報を取得しており、これらの情報を保護・管理するために、情報管理体制の継続的な強化と情報セキュリティシステムの構築等をおこなっていくことが重要であると考えております。当社では個人情報保護方針を策定し、社内規程に基づきサービスを運営しており、また2021年12月にプライバシーマークを取得し、適切な個人情報の取扱いをおこなえる情報管理体制を整備しております。さらに外部のセキュリティ診断なども実施することで、システムとしての安全性と堅牢性の向上を図っております。これらの取り組みにより、情報管理体制を強化するとともに、従業員への継続的な情報セキュリティ教育を実施することで、情報セキュリティ体制を強化してまいります。

④ システムの安定性の確保

当社では、サービス・機能リリースにあたり動作チェック等の事前テストや過負荷や不正アクセスのログ監視、システム障害等に関する社内アラート通知などにて安定したシステム稼働をおこなえる体制を整えております。しかしながら当社の予測不可能なコンピュータウイルスの感染や不正アクセス、急激なアクセス増加など様々な要因においてサービスの停止や不具合が生じる可能性があります。不測の事態も想定して未然に防ぐ対策策として、安定的に稼働できるようにシステムに冗長性を持たせ、稼働環境の見直しを継続的に行っております。また、セキュリティ対策の強化とともに、定期的なサイト脆弱性の診断等、外部の専門家による検証も実施しております。

⑤ 認知度の向上

当社では、これまでテレビや新聞、交通広告等の大規模なマスメディア向け広告への出稿を実施しておらず、主にWEBマーケティングの有効活用により、各サービスのユーザー獲得を図ってまいりました。そのため、各サービスの認知度は、同業他社と比較して高くありません。各サービスの更なる事業拡大を目指すためにも、当社ブランドのより一層の認知度向上とブランド力強化が重要であると認識しております。今後は積極的にPR活動にも投資し、当社ブランドの認知度の向上を図ることで、中長期的・継続的にユーザー基盤の拡大に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第7期 (2021年3月期)	第8期 (2022年3月期)	第9期 (2023年3月期)	(当期)第10期 (2024年3月期)
売上高	475,929千円	890,244千円	1,160,574千円	1,490,080千円
経常利益	113,851千円	211,177千円	248,580千円	336,468千円
当期純利益	90,404千円	139,745千円	158,491千円	228,784千円
1株当たり当期純利益	22.60円	34.94円	36.75円	49.67円
総資産	524,149千円	796,282千円	1,079,882千円	1,466,299千円
純資産	273,333千円	413,079千円	740,851千円	970,728千円
1株当たり純資産額	30.83円	65.77円	161.05円	210.68円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
3. 当社は2022年8月31日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社代表取締役CEOである佐藤海は、当社の親会社等に該当しております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

親会社等と当社との間には、当社の重要な財務及び事業の方針に関する契約等はありません。

③ 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

事業区分	事業内容
マッチングプラットフォーム事業	レンタルスペースの予約マッチングプラットフォーム「インスタベース」及びコミュニティイベントサービス「TOIRO」の運営

(8) 主要な事業所（2024年3月31日現在）

名称	所在地
本社	東京都渋谷区神宮前四丁目26番18号

(9) 従業員の状況（2024年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減
36名	6名増

(注) 上記表中には、契約社員やアルバイト等の臨時雇用者4名は含んでおりません。

(10) 主要な借入先（2024年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式の総数 17,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,607,700株
- (3) 株主数 1,260名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社elpido	1,540,000株	33.42%
佐藤 海	815,500	17.69
株式会社El Monte Garage	396,000	8.59
高島 裕二	359,500	7.80
株式会社日本カストディ銀行	264,100	5.73
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	187,400	4.06
株式会社SBI証券	105,700	2.29
赤木 賢敏	100,000	2.17
JPモルガン証券株式会社	55,700	1.20
楽天証券株式会社	44,000	0.95

(注) 持株比率は、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。持株比率は自己株式(42株)を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

・新株予約権の数

17,380個

・目的となる株式の種類及び数

普通株式173,800株（新株予約権1個につき10株）

・当社取締役の保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価額）	行使期限	個数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	第3回（150円）	2023年3月31日～ 2031年3月30日	15,840個	2名
	第4回（150円）	2023年10月20日～ 2031年10月19日	1,320個	2名
	第5回（280円）	2024年6月30日～ 2032年6月29日	220個	2名

(注) 1. その他の詳細な条件については、株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

2. 2022年8月31日付で行った普通株式1株を10株とする株式分割により、「目的となる株式の数」及び「行使価額」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2024年3月31日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
佐藤 海	代表取締役	CEO、社長室長 株式会社elpido 代表取締役
高 畠 裕 二	取締役	CTO、CTO室長 株式会社El Monte Garage 代表取締役
石田 貴心 アレキサンダー	取締役	COO、ビジネスグループ グループマネージャー
大 辻 琢 磨	取締役	コーポレートグループ グループマネージャー
平垣内 久 隆	取締役	公益財団法人日本海事センター 理事長
渡 辺 永 二	常勤監査役	ピルボックスジャパン株式会社 取締役 株式会社インサイトテクノロジー 取締役
岩 館 徹	監査役	株式会社ファブリカコミュニケーションズ 取締役 株式会社メディア4u 取締役 Sparkle AI株式会社 取締役
小 山 嘉 信	監査役	長島・大野・常松法律事務所 パートナー 国立大学法人東京大学法学部 非常勤講師

- (注) 1. 取締役 平垣内久隆氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役 渡辺永二氏、岩館徹氏及び小山嘉信氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役 平垣内久隆氏、監査役 渡辺永二氏、岩館徹氏、小山嘉信氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 監査役 渡辺永二氏は、上場会社における取締役経験において経営企画、財務、経理等のマネジメントに長らく携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 監査役 岩館徹氏は、他社において代表取締役社長として会社経営の実績があり、会社経営に関する豊富な経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 6. 監査役 小山嘉信氏は、弁護士の資格を有し、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）または監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たし得る環境を整備することを目的とするものであります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約により被保険者の職務の執行に起因して、損害賠償請求を受けた場合に被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等の場合には填補の対象としないこととしております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(a) 報酬等の額の決定に関する方針

当社は、取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会決議において、代表取締役CEO佐藤海に対し各取締役の報酬額の配分について決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の職責、業務執行状況に応じて評価を行うには代表取締役CEOが最適であると判断したためであります。個別の役員報酬の算定方法については、職責、業務執行状況に応じて定め、当社の業績、他社水準、社会情勢等を勘案し、報酬額を決定しております。

また、監査役の報酬等については、株主総会の決議により承認された報酬総額の範囲内で、法令等に定める監査役機能を十分に果たすために必要な報酬額を監査役の協議により決定しております。

(b) 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する役職ごとの方針

個別の取締役報酬については、役位に基づく固定基準額を定め、当該事業年度の売上高及び経常利益の予算の達成度合いに応じて翌年度の固定報酬額の基礎となる金額を算出したうえで、各役員の責任範囲の大きさ、業績及び貢献度などを総合的に勘案し、取締役会

決議において、代表取締役CEO佐藤海に対し各取締役の報酬額の配分について決定を委任しております。

個別の監査役報酬については、法令等に定める監査役機能を十分に果たすために必要な報酬額を監査役の協議により決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬限度額は、2022年6月29日開催の定時株主総会において、年額300百万円以内(うち社外取締役分は年額30百万円以内)と決議しております。また、当該取締役の報酬額とは別枠で、2023年6月27日開催の定時株主総会において、取締役のストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬(社外取締役は付与対象外)の額を年額80百万円以内、新株予約権数の上限を年40,000個以内と決議しております。なお、新株予約権1個あたり当社普通株式100株としております。

また、監査役の報酬限度額は、2021年6月24日開催の定時株主総会において、年額50百万円以内と決議しております。

なお、当該株主総会終結時点の取締役は5名(うち、社外取締役1名)、監査役は3名であります。

③ 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の報酬の額については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会決議において、代表取締役CEO佐藤海に対し各取締役の報酬額の配分について決定を委任しております。また、監査役については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	64,737 (3,870)	64,737 (3,870)	—	—	5 (1)
監査役 (うち社外監査役)	16,128 (16,128)	16,128 (16,128)	—	—	3 (3)
合計 (うち社外役員)	80,865 (19,998)	80,865 (19,998)	—	—	8 (4)

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

該当事項はございません。

⑥ 非金銭報酬等の内容に関する事項

該当事項はございません。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役平垣内久隆氏は、公益財団法人日本海事センターの理事長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役渡辺永二氏は、ピルボックスジャパン株式会社取締役及び株式会社インサイトテクノロジー取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役岩館徹氏は、株式会社ファブリカコミュニケーションズ取締役、株式会社メディア4u取締役及びSparkle AI株式会社取締役であります。当該契約における株式会社ファブリカコミュニケーションズ及びSparkle AI株式会社と当社の間には特別な関係はありません。株式会社メディア4uと当社の間には、SMS配信サービスに関する一般的な商取引があります。
- ・監査役小山嘉信氏は、長島・大野・常松法律事務所のパートナー弁護士及び国立大学法人東京大学法学部の非常勤講師であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	平坦内 久 隆	当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席いたしました。主に豊富な経歴と幅広い知見、また当社事業に関連する専門的な知識に基づき、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	渡 辺 永 二	当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席し、また、監査役会14回すべてに出席いたしました。主に会社役員としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適切な助言、提言等の意見表明を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な発言を行っております。
監 査 役	岩 館 徹	当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席し、また、監査役会14回すべてに出席いたしました。主に会社役員としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適切な助言、提言等の意見表明を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な発言を行っております。
監 査 役	小 山 嘉 信	当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席し、また、監査役会14回のすべてに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、弁護士としての豊富な経験と専門的知識に基づき、適切な発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

(注) PwC京都監査法人は2023年12月1日付でPwCあらた有限責任監査法人と合併し、名称をPwC Japan有限責任監査法人に変更しております。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	19,300千円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	－ 千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、会計監査人を解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は、以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 役員及び従業員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス行動規範」を制定し、役員及び従業員は遵守に努めます。
 - (b) 「取締役会規程」など会社実務を明確化するために社内諸規程や社内マニュアル等を整備し、役員及び従業員が具体的に判断及び行動するための規範を確保します。
 - (c) 代表取締役CEOを委員長とし、部門を統括する取締役及びグループマネージャーを構成員としたリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。当社の社会的責任を深く自覚し、日常の業務遂行において関係法令を遵守し、社会倫理に適合した行動を実践するため、適宜、役員及び従業員の教育研修にも努めます。
 - (d) 役員及び従業員の職務執行の適正性を確保するために、内部監査担当者を選任し、「内部監査規程」に基づく監査を実施します。また、内部監査担当者は会計監査人及び監査役会と連携し、効率的な監査と牽制機能を維持できるよう努めます。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取り扱いは、取締役会規程、職務権限規程、稟議規程などの社内規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存、管理します。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、代表取締役CEOを委員長とし、取締役会の承認を得てリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。また「内部通報規程」及び「リスク管理規程」ならびに「コンプライアンス規程」を制定しており、可能な限りリスクを未然に防ぎ、企業価値の毀損を極小化するための体制を整備します。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため臨時取締役会を開催し、適切な職務執行が行える体制を確保します。
 - (b) 取締役会とは別に経営会議を設置し、取締役会の意思決定に資するため、取締役会付

議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役の指示、意思決定を経営会議に伝達します。また、取締役会の決定に基づく日常の職務執行において効率的に行うため「業務分掌規程」や「職務権限規程」に基づき、権限の委譲を行い、それぞれの職責に応じた責任者が意思決定のルールに従って業務を分担する仕組みを確保します。

⑤ 当社における業務の適正を確保するための体制

取締役会は当社の経営計画を決議し、コーポレートグループはその進捗状況を毎月取締役会に報告します。内部監査担当者は、当社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役CEOに報告します。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (a) 監査役の職務を補助すべき従業員は、必要に応じてその人員を確保します。
- (b) 当該従業員が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該従業員の人事評価については、当初の人事考課制度による評価対象外とします。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- (a) 監査役は、取締役会のほか経営会議など重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができます。
- (b) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告します。
- (c) 取締役及び使用人は、監査役会の定めに従い、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告します。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 代表取締役CEO及び内部監査担当者は、監査役と定期的に意見交換を行います。
- (b) 監査役は、取締役会、経営会議等の重要会議体への出席により、経営における重要な情報を入手できる体制を維持します。
- (c) 監査役は定期的に会計監査人及び内部監査担当者から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高めるよう努めます。
- (d) 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取します。

⑨ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

当社では「コンプライアンス行動規範」や「反社会的勢力対応規程」及び付随する各種マニュアルに明文の根拠を設け、代表取締役CEO以下役員及び従業員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む姿勢を維持することに努めます。そのためには反社会的勢力との取引関係を含めて一切の関係を持たず、また反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶します。当社の対応部署をコーポレートグループとし、事案により関係部署、社外関係先（警察署、顧問弁護士等）と協議し、組織的に対応する体制を構築します。また、反社会的勢力からの不当要求に組織的対応ができる体制を整備します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、コンプライアンスを遵守した経営の推進を目的として、関連規程類を見直すとともに、定期的なコンプライアンス研修を実施しております。

取締役会は当社の経営計画を決議し、法令・定款に定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定するとともに、各取締役の業務執行状況を監督しております。また、コーポレートグループは経営計画に対する進捗状況を毎月取締役会に報告しております。

監査役会は、常勤の監査役を選任し、内部監査担当者との緊密な連携、経営会議等の社内の重要な会議体への出席等を通じた適時的確な情報の把握、他の監査役や社外取締役との情報共有を図っております。また、監査役は会計監査人の監査計画について事前に報告を受けるとともに、会計監査人との間で定期的な情報交換・意見交換を実施しております。

内部監査担当者は、事前に内部監査計画を策定して代表取締役CEOの承認を得た上で、当社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役CEO及び監査役に報告しております。

「コンプライアンス規程」及び「リスク管理規程」に基づき実施しているリスク・コンプライアンス委員会は年に2回開催し、事業や各部門におけるリスク等を共有するとともに、具体的な対応策を検討・議論し、各部門にて対応しております。

経営会議は毎週定期的に開催し、経営計画に対する業績の進捗状況、当社に関する個別の重要事項などの審議・共有を行っております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,278,745	流動負債	491,315
現金及び預金	1,124,927	未払金	106,574
売掛金	111,435	未払費用	11,543
貯蔵品	32	未払法人税等	80,220
前払費用	39,760	未払消費税等	37,626
その他	2,589	前受金	19,377
固定資産	187,553	預り金	225,469
有形固定資産	60,670	契約負債	10,356
建物	49,586	前受収益	147
工具器具備品	11,083	固定負債	4,254
無形固定資産	59,180	資産除去債務	4,254
商標権	799	負債合計	495,570
ソフトウェア	54,057	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	4,324	株主資本	970,728
投資その他の資産	67,702	資本金	167,967
長期前払費用	2,677	資本剰余金	167,717
繰延税金資産	23,229	資本準備金	167,717
敷金及び保証金	41,795	利益剰余金	635,105
		その他利益剰余金	635,105
		繰越利益剰余金	635,105
		自己株式	△62
		純資産合計	970,728
資産合計	1,466,299	負債・純資産合計	1,466,299

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,490,080
売 上 原 価		57,809
売 上 総 利 益		1,432,271
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,097,161
営 業 利 益		335,109
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	8	
補 助 金 収 入	1,499	
そ の 他	151	1,659
営 業 外 費 用		
支 払 手 数 料	301	301
経 常 利 益		336,468
税 引 前 当 期 純 利 益		336,468
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	118,125	
法 人 税 等 調 整 額	△10,442	107,683
当 期 純 利 益		228,784

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
2023年4月1日残高	167,390	167,140	167,140
事業年度中の変動額			
新株の発行	577	577	577
当期純利益	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-
事業年度中の変動額合計	577	577	577
2024年3月31日残高	167,967	167,717	167,717

	株 主 資 本				純資産合計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
	その他利益剰余金	利 益 剰 余 金 合 計			
	繰越利益剰余金				
2023年4月1日残高	406,321	406,321	-	740,851	740,851
事業年度中の変動額					
新株の発行	-	-	-	1,155	1,155
当期純利益	228,784	228,784	-	228,784	228,784
自己株式の取得	-	-	△62	△62	△62
事業年度中の変動額合計	228,784	228,784	△62	229,876	229,876
2024年3月31日残高	635,105	635,105	△62	970,728	970,728

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

以下の有形固定資産については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～15年

以下の有形固定資産については、定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具器具備品 3～15年

無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 収益及び費用の計上基準

マッチングプラットフォーム事業

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

収益を認識するにあたっては、当社が主要な事業としているマッチングプラットフォーム事業のサービス提供について、スペース利用者とスペース掲載者との間でスペース利用契約が成立し、スペース利用者がスペースを利用した時点を以てスペース掲載者に対する履行義務を充足すると判断し、収益を認識しています。

また、当社が付与したポイントのうち期末時点において履行義務を充足していない残高を基に将来の失効見込み等を考慮した金額を契約負債として計上しております。

マッチングプラットフォーム事業のサービス提供に関する取引の対価は、サービスの提供後、概ね2ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素はありません。

会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損損失

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	60,670千円
無形固定資産	59,180千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、固定資産の減損の兆候がある資産または資産グループにつき、将来の収益性が著しく低下した場合には固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

将来の収益性は取締役会で承認された事業計画を基礎として判断しておりますが、当該事業計画は、将来の予約件数や予約単価等に一定の仮定を用いて策定しております。これらの仮定と実績が異なる場合には、翌事業年度以降の当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	23,229千円
--------	----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、将来の課税所得を合理的に見積り、回収可能性があるかと判断した将来減算一時差異については、繰延税金資産を計上することとしております。

将来の課税所得は取締役会で承認された事業計画を基礎として判断しておりますが、当該事業計画は、将来の予約件数や予約単価等に一定の仮定を用いて策定しております。これらの仮定と実績が異なる場合には、翌事業年度以降の当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産	32,604千円
--------	----------

2. 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約及び取引銀行1行とコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越極度額及びコミットメントの総額	370,000千円
借入実行残高	—
差引額	370,000千円

損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	4,607,700株
------	------------

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	42株
------	-----

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	350,900株
------	----------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額	8,086千円
資産除去債務	4,151千円
一括償却資産償却超過額	873千円
未払費用	6,980千円
未払事業税	4,398千円
繰延税金資産合計	24,490千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	1,261千円
繰延税金負債合計	1,261千円
繰延税金資産の純額	23,229千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達について、主に自己資金を充当する方針であります。余剰資金については預金等の安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクについては期日管理及び残高管理を行うなどリスクの低減に努めております。

敷金及び保証金は、主に本社オフィスの賃貸借契約によるものであります。その差入先に対する信用リスクについては、賃貸借契約締結前に信用状況を調査・把握する体制としております。

営業債務である未払金及び預り金は、そのほとんどが1～3ヶ月以内の支払期限となっております。営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、コーポレートグループが資金繰表を作成・更新する等の方法により予実把握し、流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
敷金及び保証金 (※2)	41,795	40,955	△839
資 産 計	41,795	40,955	△839

(※1) 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等及び預り金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(※2) 「貸借対照表計上額」及び「時価」については、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれております。

(注) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区 分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
敷金及び保証金	—	32,111	5,433	4,249
合 計	—	32,111	5,433	4,249

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区 分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
敷金及び保証金	－	40,955	－	40,955
資 産 計	－	40,955	－	40,955

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

賃貸借契約の終了期間を考慮した敷金の返還予定時期に基づき、国債の利率で割り引いた現在価値によっており、レベル2の時価に分類しております。なお、「時価」には、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれております。

関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

一株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	210.68円
1株当たり当期純利益	49.67円

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 3.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

株式会社Rebase
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 齋藤 勝彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 伊藤 健一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Rebaseの2023年4月1日から2024年3月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当事業年度の監査方針、監査計画、監査の方法、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議ならびに代表取締役等との定期会合に出席（オンライン形式を含む）し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月23日

株式会社 R e b a s e 監査役会
常勤監査役 渡 辺 永 二 ⑩
社外監査役 岩 館 徹 ⑩
社外監査役 小 山 嘉 信 ⑩

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都渋谷区神宮前一丁目5番3号
東郷記念館1階 「玉響」

交 通 JR「原宿駅」 竹下口 徒歩3分
東京メトロ「明治神宮前駅」 5番出口 徒歩3分

※ご案内図の●印の場所に東郷記念館の案内板がございます。



※駐車場の用意はございませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。